



各位

平成25年9月4日

件名：海上コンテナの安全輸送対策強化の動き

「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」が新たに策定され、8月1日より運用が開始されています。ガイドラインは秋以降にフォローアップと見直しを行う予定で、今後の動きが注目されます。

海上コンテナの陸上輸送中の事故多発を受け、海コン輸送の安全対策については、もともと「国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保のための法律」（国際海コン安全法案）が法制化される見込みでした。しかし昨年11月の衆議院解散により同法案は一度も審議されることなく廃案になりました。

同ガイドラインはこれを受けて、「自主的な取り組みを促す」目的で、国土交通省、国際海上輸送関係の業界団体、警察庁、経済産業省などにより構成される「安全対策会議」が、平成17年12月策定した同ガイドラインの改正版として発表したものです。

海上コンテナ、特に海外から到着する輸入コンテナについては、中身や積み付けについて実運送者が把握できないまま輸送するケースが多く、これが偏荷や過積載による事故につながる場合が多いと指摘されています。その為、同ガイドラインの内容は、①運転手による安全運転、②受荷主、

コンテナトレーラーに係る転覆・転落事故の発生状況				
	コンテナ		合計	死者数
	輸入	輸出		
平成18年～平成24年				
事故件数合計(件)	44	19	63	14名
内 過積載	6	1	7	2名
誤 偏荷を確認できたもの	4	0	4	1名

取次業者等によるコンテナ情報の伝達、③全関係者による不適切コンテナの発見及び是正、④受荷主、発荷主による適切な積み付け など、海上コンテナに関わる全関係者による取り組みが示されています。

「ガイドライン」より抜粋

具体的に我々通関業者及び荷主様に求められる内容としては、
 ・横転の危険性を理解し、時間に余裕をもって運送の手配を行うこと
 ・コンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を確実に取得すること
 ・取得した情報を運送業者に対し書面で日本語で伝達すること
 ・コンテナの内容について運送業者等から問い合わせがあった場合には把握している情報を回答すること
 ・重量超過、偏荷重、高重心、その他不具合の恐れがある等の連絡があった場合は適切な措置を講じること などがあげられています。現時点では強制力のない「ガイドライン」ですが、今後の見直しの中で再度の法制化も含めた対応も予想されます。

荷主様におかれましては、事故防止、安全輸送の観点からも、コンテナ内貨物の確認、過積載防止等の法令順守にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、この件に関するご質問等ございましたら、お気軽に当社までお問い合わせください。

同ガイドラインに関する国土交通省webページ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000022.html

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業課 : TEL : 03-5418-6371~2 / FAX : 03-5418-6377

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>